事　務　連　絡

令和６年４月１８日

１学年保護者の皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校　事務課

愛媛県公立学校等奨学のための給付金の案内について

（新入生に対する４～６月分相当額の前倒し給付）

　愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒に対し、「奨学のための給付金**（返済不要、申請必要）**」を支給いたします。

　新入生のうち希望者を対象に、４月１日を基準日として、４～６月分相当額の前倒し給付を行います。希望される方は事務室へ取りに来てください。

記

１　支給要件

1. 保護者等が愛媛県内に住所を有している
2. アもしくはイに該当する世帯である

ア：　保護者全員の令和５年度（令和４年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）

イ：　令和５年度１月から入学日前の間に家計が急変（保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等）し、申請時においてもその状況が継続しており、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯

1. 基準日に在学している（今年度入学生は支給の対象となります）

２　新入生への前倒し給付について

　　基準日（４月１日）に支給要件を全て満たす場合に、４～６月分相当額の前倒し給付を申請することができます。入学前に家計が急変したことによる申請も可能です。

【前倒し給付する際のポイント】

1. 年額を２回に分けて給付（４～６月分、７～３月分）
2. ４～６月分は従来の年１回給付より早期に給付（６～７月頃支給予定）
3. 年額を受給するためには申請が２回必要（基準日４月１日、７月１日）

【裏面へ続く】

３　支給額（生徒一人あたりの額）

|  |  |
| --- | --- |
| 世　帯　区　分 | 国公立 |
| 通信制以外 | 通信制 |
| 4～6月分 | 7～3月分 | 4～6月分 | 7～3月分 |
| 生活保護（生業扶助）受給世帯 | 8,075円 | 24,225円 | 8,075円 | 24,225円 |
| 道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税の世帯（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む | 30,525円 | 91,575円 | 12,625円 | 37,875円 |
|  | 15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 | 35,925円 | 107,775円 | 12,625円 | 37,875円 |

４　受取期限及び提出期限

　受取期限：令和６年４月23日（火）

受取先：本校事務室

　　　　※受け取る場合は事務室にて、通常申請または家計急変による申請を行うか

伝えてください。

提出期限：**令和６年４月26日（金）**

　提出先：本校事務室（封筒に入れて提出してください。）

【問い合わせ先】

　松山商業高等学校　事務室

　担当：寺尾

　TEL：089-941-3751